

宮崎県経営者協会

ご挨拶

宮崎県経営者協会は1948年(昭和23年)8月、労働問題へ対応する経営者の人事・労務の専管団体として発足し、会員企業が抱える労働や人事労務に関する諸問題の解決に向けた支援活動を行ってまいりました。

また(一社)日本経済団体連合会(経団連)の構成団体として全国の経営者協会及び九州経営者協会と連携し、経済政策・地域活性化策の提言など幅広い活動を展開し、会員企業の「時代の変化に対応した活力ある企業づくり」を支援しています。つきましては、当協会の設立趣旨、事業活動にご賛同賜り、是非この機会にご入会頂きたく、ご案内申し上げる次第でございます。何卒、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。



会長
平野 亘也
㈱宮崎銀行
取締役会長



副会長
末次 稔
旭化成㈱
常務執行役員延岡支社長



副会長
林田 洋二
㈱宮崎太陽銀行
代表取締役頭取



副会長
橋口 光雄
宮崎ガス㈱
代表取締役会長



副会長
春山 豪志
㈱宮崎放送
代表取締役

宮崎県経営者協会 会員サービスメニュー

宮崎県経営者協会では、会員のみなさまに対し多様なサービスを提供しています。

1 労働問題や人材育成に関するセミナー開催

年間を通して充実したセミナーを開催しています。

● 通常のセミナー

年間を通して階層ごとのセミナーを開催しています。新入社員、社会保険・労働保険、給与計算、就業規則など、必要に応じたテーマで随時開催しています。

● 人事労務研究会

特定社会保険労務士を講師として、会員企業の人事労務担当者を対象に、労働関係法令改正への迅速、的確な対応や人事労務業務のスキル向上などを目指して、原則月1回(年2回交流会実施)開催しています。

● 労働情勢を捉えた専門セミナー(随時)

雇用情勢の複雑・多様化など、近年の労働環境の変化に伴い、働き方改革など従来と異なる新たな問題について、外部講師を招いてセミナーを開催しています。

※上記セミナーの参加におきましては、年会費とは別に参加費用が発生します。

時代の変化に対応した人と組織づくりを支援し、地域の発展に貢献します

宮崎県のあらゆる業種が集う唯一の使用者団体です

2 人事・労務に関する相談サービス

当協会契約の弁護士及び特定社会保険労務士と連携して、

- 労働法の改正内容について教えてほしい
- 就業規則の変更を行いたい
- 従業員から労働条件をめぐる要求を受けた

等、企業が抱える様々な問題について個別的なご相談に応じ、その解決策についてご協力いたします。

問題の大小にかかわらずお気軽に相談できます。

3 会員相互の交流と連帯活動

● 例会・講演会

主に政治、経済、経営、労務関係等の諸課題をテーマに専門家による講演と、昼食会を兼ねた経営相互の親睦交流及び連帯協力の場として月1回の例会・講演会を開催しています。



※会員企業は、例会・講演会には無料で参加できます。

また、入会をご検討中の方の講演会無料体験も承っています。

4 独自の調査資料をご提供

会員企業へ独自の調査を行っており、その結果をご提供しています。

- 春季賃上げ(賃金改定)、夏・冬賞与交渉等の調査
- 初任給、給与等の調査
- その他必要に応じて調査

上記情報は、月一回発行の「会報」によって会員のみなさまへご提供いたします。なお、会報は、講演会の内容、労働局、県、労働団体等からの要請や労働関係法の改正内容等も詳しく解説してお届けします。

5 企業経営者の声を反映させる取り組み

経団連等を通じ、政策に企業経営者の声を反映させる取り組みを行っているほか、国、県等の各種公設委員を推薦しています。

当協会が推薦している主な公設委員は、

- 労働審判員
- 宮崎県労働委員会委員
- 宮崎地方最低賃金審議会委員
- 宮崎地方労働審議会委員
- 労働者災害補償保険審査参与 ほか多数

■ 会費算出基準

	従業員数	年額会費
1	～ 50人未満	50,000円
2	50人 ～ 100人未満	70,000円
3	100人 ～ 200人未満	100,000円
4	200人 ～ 300人未満	140,000円
5	300人 ～ 500人未満	180,000円
6	500人 ～ 700人未満	230,000円
7	700人 ～ 1,000人未満	290,000円

※初年度は、入会金20,000円と年会費となります。

■ アクセス



お問合せ

宮崎県経営者協会

〒880-0811 宮崎市錦町1-10(宮崎グリーンスフィア壱番館7階)

電話.0985-22-4667 FAX.0985-31-8292 E-mail : miya-kei@miyazaki-catv.ne.jp

ホームページ : <http://keikyo.miyazaki.ch/>